

平成30年9月10日 招集
北九州市西部農業委員会第16回総会議事録

1 会議の日時

平成30年9月10日 14時33分から
平成30年9月10日 15時21分まで

2 会議の場所

折尾出張所2階会議室

3 会議の出席委員（21名）

◆農業委員（13名）

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 倉成 保彦 | 3番 | 大庭 喜重 | 4番 | 久野 善隆 | 6番 | 木原 幹雄 |
| 8番 | 山田 泉 | 9番 | 田中 義一 | 11番 | 久保田 晴彦 | 12番 | 福田 甚裕 |
| 13番 | 梅崎 正和 | 14番 | 深町 秀 | 15番 | 松尾 喜平次 | 18番 | 栗山 重隆 |
| 19番 | 吉武 淳一 | | | | | | |

◆農地利用最適化推進委員（8名）

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 2番 | 浦邊 愛二 | 5番 | 平山 吉昭 | 7番 | 小田 建治 | 10番 | 秋山 誠 |
| 17番 | 安田 和彦 | 20番 | 松浦 正伸 | 21番 | 宮野 誠司 | 22番 | 本田 春夫 |

4 会議の欠席委員（1名）

◆農業委員（1名）

16番 松岡 勝信

5 会議の出席職員

事務局長 森元 義男 次 長 石丸 校寛 農地担当係長 島崎 尚
主 査 浪野 忠 主 任 松本 敦

6 会議の議案

(1) 農地法関係

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第57号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第58号 非農地証明願について
報告第59号 農地の公売に対する買受適格証明願について

(2) 一般議案関係

(3) その他

・平成30年度上期農地パトロール調査結果について

7 議事 会長（久野 善隆）が議長となり開会を宣言 14時33分

| | |
|-------------|---|
| <p>事務局長</p> | <p>それでは皆様、お疲れ様でございます。定刻を3分程過ぎてしまいました。事前の調査会でございますが、本日審査議案が多かった関係で、時間が押してしまいましたことをお詫び並びにご報告申し上げたいと思います。只今より西部農業委員会第16回総会を始めさせて頂きたいと思います。以降の会議の進行につきましては、久野会長どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>皆さんこんにちは。色々と天候被害もありまして、台風も沢山来ましたが、我々九州の方では幸い全て影響の無い範囲内で終わって、本当に良かったと思っております。他の地域の事は、そんなことを言ったらいけないのですが、北海道でも大変な地震があつて、非常に農業被害も沢山出ているということでもあります。それからちょっといいニュースですけど、テニスで大坂なおみさんが優勝して、今朝からすごく話題になって、ずっとテレビで見えておりました。先月皆様方に色々審議して作っていただいた予算要望の件ですが、大庭・倉成両副会長と東部の正副会長と農林課と意見交換をして予算要望について、しっかり伝えてきたところですが、私としては農家子弟の援助、農家子弟に対する色々な施策を講じていただき、色々な事を組み合わせて対策していただけるようにということで富高理事に伝えたところ、かなりいい感触で受け取っていただいたような気がいたします。また後日、来月になりますが、議会の正副議長にもまたお願いして、更に11月末か12月になると思いますが、副市長にもしっかりと伝えていきたいと思ます。また梅崎委員から追加要望のありました件につきまして、外国人の雇用についてもしっかりと伝えて参りました。そういうことで皆様方の意見を少しずつ反映していくように考えております。</p> <p>それと非常に助かりましたのが、皆様方に調査して頂いた農家子弟の話をする時に、今後10年以内に農家子弟の農家を継ぎたいという数が18名おり、うち13名が若い世代で予定しているという事が分かりました。しっかり調査した内容が実績としてありましたので、これも要望することに対する根拠ということで、非常に説得力のあるものになりました。本当に皆様方の調</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>査・協力についてお礼申し上げます。</p> <p>また、他の件につきましても、皆様方と協議しながら、色々な調査・協力をまた依頼する事になりますけども、しっかり行政の方に地元農家が希望するものを、皆様方と協議しながら伝えていきたいという風に考えておりますので、また今後ともより一層のご協力をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは只今から第16回の総会を開催いたします。議事の進行につきましては、着席をもって進行させていただきます。</p> |
| 議長 | <p>まずは、出席委員の確認を致します。本日の出席委員は21名です。欠席の委員は16番松岡委員の1名です。過半数の出席がありますので、会議を始めます。</p> <p>皆様、大変お忙しい時期ですけども、沢山の出席をいただきましてありがとうございます。</p> |
| 議長 | <p>次に、総会議事録の署名委員を指名いたします。今回の署名委員は、9番田中委員、11番久保田委員をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>まず初めに、1頁から5頁までの議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。本議案は委員会許可事案7件でございます。それでは事務局の説明をお願いします。</p> |
| | <p>(事務局議案書を読み上げて内容を説明)</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>はい。事務局の説明が終わりました。この件について、先の第2調査委員会で事前に審査をしております。その意見を倉成調査長よりご報告をお願いします。</p> |
| 倉成調査長 | <p>議案第42号の3条許可についてご報告いたします。3条許可申請は7件でございますが、先ず4件についてご報告いたします。</p> <p>まず、議案第42-1号について、調査書では要件を満たしております。申請地は●●●●●●が農地改良を行う予定の農地で、譲受人が畑として、栗・梅等の栽培を行う計画であることから、特に問題なく許可相当であるという結論でございます。</p> <p>続きまして、議案第42-2号について、こちらも調査書では要件を満たしており、●●●●●●が農地改良を行った農地で、譲受人が畑として、栗・みかん等の栽培を行う計画であることから、特に問題なく許可相当であるという結論でございます。</p> <p>続いて、議案42-3について、調査書では要件を満たしております。申請地は畑として利用していたもので、譲受人が今後も野菜などの栽培を行う計画であり、特に問題なく許可相当であるという結論でございます。</p> <p>続いて、議案42-4について、調査書ではご覧の通り要件を満たしております。申請地は譲受人が今後も水稻を続ける計画であり、特に問題なく許可相当であるという結論でございます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p> |
| 議 長 | <p>はい、倉成調査長の報告が終わりました。それでは皆さんのご審議をお願いします。</p> |

| | |
|------|--|
| | す。 |
| 議 長 | <p>ご意見ありませんか。全体的に農地でないところも沢山あるのですが、下の農地に建設残土が流れ込むというような状況が当時ありましたので、当時の地元の松浦浩委員と現地に何度か見に行って、その是正措置もさせまして、法面の角度などを変えさせて色々やった件ですけど、説明があったように植樹してやるということで、あとは農地パトロールでしっかり確認していこうと考えております。</p> <p>3番と4番については、譲受人がしっかりとした農家の方なので、問題は無いと思います。補足になりましたけど、そういう事でよろしいでしょうか。</p> |
| | (異議なし) |
| 議 長 | それでは異議が無いという事で、議案第42号の4件につきましては、原案通り承認をすることとします。 |
| 農地係長 | 議長すみません、引き続きまして議案第42号の5番から7番まで説明させていただきます |
| 議長 | はい、お願いします。 |
| | (事務局議案書を読み上げて内容を説明) |
| 議 長 | はい。事務局の説明が終わりました。この件につきましても第2調査委員会で事 |

| | |
|-------|---|
| | <p>前審査をしております。その意見を倉成調査長よりご報告をお願いいたします。</p> |
| 倉成調査長 | <p>議案第42-5についてご報告いたします。</p> <p>議案第42-5について、調査書では要件を満たしております。申請の内容は、父の所有する農地を子に贈与するものであり、既に譲受人が水稻や季節野菜の栽培を行っております。特に問題は無く、許可相当であるという結論でございました。</p> <p>続いて、議案42-6と42-7について、ご報告します。調査書では、要件を満たしております。申請地は●●●●●●が農地改良を行う予定の農地で、農作業の効率化のために交換するものです。交換後も耕作を行う計画であり、特に問題なく許可相当であるという結論でございました。</p> <p>以上、報告します。</p> |
| 議長 | <p>それでは、今申しました通り、議案42-6号と42-7号については、議案43号と関連性がありますので、一斉に説明して、皆様に審議をお願いしたいと思います。その前の議案第42-5号については、親子間の贈与ということでもあります。この件について皆様に審議をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>親子間ということで特に問題ないと思いますが、よろしいでしょうか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>それでは異議なしという事で、議案第42-5号の贈与の件については、原案通り了承する事とします。</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 議案 4 2 - 6 号と 7 号と関連のある議案第 4 3 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、事務局の説明をお願いします。もし良かったら、前の 6 号と 7 号との関連性を一緒に説明してください。 |
| | (事務局議案書を読み上げて内容を説明) |
| 議 長 | はい。事務局から説明が終わりました。この件につきましても第 2 調査委員会で事前審査をしております。その意見を倉成調査長よりご報告をお願いいたします。 |
| 倉成調査長 | <p>議案第 4 3 号の 5 条許可について、ご報告いたします。</p> <p>転用期間は、許可後 2 年 7 ヶ月です。申請地は山林と道路の谷間にあたり、耕作しづらい農地で、周囲を市道、山林等に囲まれ、地目が田と畑です。高低差があるため、既設道路の高さに盛り土をするものです。土羽打ちをして、草の種子吹付により、法面を保護して土砂の流出を防ぎます。排水設備を改修設置するなど、被害防除計画も十分であり、隣接者、水利権者の承諾を得ておりまして、栗や梅を栽培する計画であることから、農地改良を行うことは特に問題なく許可相当という結論でございました。</p> <p>以上、報告いたします。</p> |
| 議 長 | はい。ありがとうございます。それでは皆様方のご審議をお願いします。 |
| 大庭副会長 | だいたい、道路まで何メートルくらいありますか。 |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 5メートルくらいありましたか。 |
| 事務局 | もう少しあります。一番高いところで8メートル程度だと思います。 |
| 大庭副会長 | 埋めたのはいいけど、それによって低いところに泥が流れるようになったら困りますね。 |
| 議 長 | <p>私も気になって、現地に事務局と一緒に行きました。すり鉢状で下は湿田、木も草も生え放題で、森がかなり多いところ。水田なので、水利がどうなっているか尋ねたところ、少し上の奥にため池があり、そこから水路をひくとのこと。埋めた後には水路はどうするのかというと、一応畑にするのですが、下に水田があるので、どうするのかということを確認して、現状通りに側溝を復旧するという事を確認しております。今、大庭副会長から意見がありましたが、5メートルより高いかもしれないです。道路が横にずっと舗装された市道が通っているわけですが、それにだいたい道路の縁まで埋めると道路に勾配があるので、何段階かに分けて、それに沿ってやるということ。事務局と一緒に説明してもらいましたが、使用貸借は●●●●さんが最初にやりますが、最終的には●●●●さんの土地が家の前から離れているので、家の前まで持ってきて欲しいという●●●●さんの要望で、●●●●さんが後で買われるという事で、それを先に交換するという話の内容になっております。事務局の方で後の確認と農地パトロールをしっかりとやっていただければと思います。皆様方何か意見がありましたらお願いします。</p> |
| 議 長 | よろしいでしょうか。 |

| | |
|-----|--|
| | (異議なし) |
| 議長 | それでは異議なしということで、議案第43号については許可相当として県知事に進達をしたいと思います。その前の議案第42の5号6号についても併せて許可相当ということで了承したいと思います。 |
| 議長 | この件をもちまして、議案の審議を終わります。引き続き報告事項に入ります。 |
| 議長 | まず、8頁から10頁までの報告第57号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | (事務局議案書を読み上げて内容を説明) |
| 議長 | 次に、11頁の報告第58号「非農地証明願について」、事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | (事務局議案書を読み上げて内容を説明) |
| 議長 | 次に、12頁の報告第59号「農地の公売に対する買受適格証明願について」、事務局説明願います。 |
| 事務局 | (事務局議案書を読み上げて内容を説明) |

| | |
|------|---|
| 議 長 | 事務局の報告事項の説明が終わりました。以上報告事項についてご意見がありましたら承りたいと思います |
| 議 長 | 報告事項はよろしいでしょうか。 |
| | (異議なし) |
| 議 長 | それでは、意見が無いという事で、ご審議ありがとうございます。これで農地法関連の議案審議を終わりたいと思います。 |
| 議 長 | 今回、一般議案はございませんので、その他の項目に入りたいと思います。「平成30年度上期農地パトロール調査結果について」、事務局からの説明をお願いします。 |
| 農地係長 | <p>お手元にA4横長の資料があると思います。9月の3日と4日に通常の現地調査と同時に調査を行っております。調査番号の1から8の8件ございましたが、そのうち2件を除きまして、転用目的通りに使用されております。2番につきましては、八幡西区浅川一丁目23番25号の●●●●の所有する若松区蛸住1027番の1という土地につきまして、畑として利用するという事になっております。現地に雑草が生えっぱなしでしたので「不適」という事で判断しておりますが、後日調査をしております。結果表には「指導中」と書いておりますが、調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地につきましては畑としての利用という事で、詳細としましては栗、梅等を植えるという事になっておりました。後日確認したところ、栗や梅は確かに植えておりますが、今年の日候の関係で上手く育ちませんでしたとのことでした。また道路</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>から離れた箇所につきまして、さつまいも等の野菜をいくつか植えておりますという話でした。調査の後ですが、こちらの土地にジャガイモも植えましたということです。現地を見に行った際に雑草がかなり生えておりましたので、雑草を刈るようという指導をいたしまして、周りの農地にも迷惑がかからないようにしてくださいと伝えて、先方の了解を得ております。他の土地につきましては、先程も報告しました通り、当初の目的通り利用されておりました。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>はい。事務局からの農地パトロールについての説明がありました。今●●さんの件で注意してみてもらって、市民の方に色々支障が無いように確認してください。農地パトロールについて何か質問があればお受けしたいと思います。</p> |
| 議 長 | <p>よろしいでしょうか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>それではその他に事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。</p> |
| | <p>1件、お願いがございます。A4縦長の資料で「平成30年8月9日来所、相談」と書いてあるものがあると思います。</p> <p>こちらは、農地の購買希望でございます。どこかいい土地があれば紹介して頂けないでしょうかという事で窓口にお見えになられました。来られた方は、●●●●さんという方で、夫婦で来られまして、40代くらいでしょうか。ご住所は遠賀郡岡垣町ということです。岡垣町でイチゴ農家をしておりますが、観光いちご園ということで、イチゴ狩りの農家をしているそうです。今ハウスが7棟とそれに付随するプレハブやコンテナをお持ちだそうです。状況といたしまして、水田の中にあるイチゴ園のようで、たびたび水害に遭ってハウスが被害を受けますということで</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>す。それで若松辺りで農地があれば買って移転したいという希望をお持ちだそうです。現在はイチゴを栽培しておりますが、果樹もやっていきたいという希望をお持ちだそうです。従いまして、現在は5反の土地をお持ちですが、希望としては7反程度の平地の土地があればということをお願いしておりました。ハウスの設置をすることと、来客用の駐車場も必要だということでは平地がご希望だそうです。場所としましては、有毛や安屋や竹並、乙丸等をあげておられましたけど、道路に近くて人目につきやすいところで、どこかいいところはないでしょうかということでした。若松で栽培することになれば、転居も考えているという事です。ご希望に添えるような土地が若松にあるかどうかということもあります。今回八幡西区東区も含めまして、皆様にご紹介いたしまして、ここならいいのではないかと土地がありましたら、教えていただければ先方にご相談したいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。緊急ということではございませぬ、今岡垣で営農しているわけですので、大急ぎという事はございませぬので、もしご紹介いただける所があれば、ぜひよろしくお願ひします。以上でございませぬ</p> |
| 議 長 | <p>事務局の方から今説明がありましたけど、7反程度で住む所は現在のところに住むのですよね。</p> |
| 農地係長 | <p>転居してもいいということは考えているという事です。</p> |
| 議 長 | <p>よく内容を聞いてみないと、皆様方も説明するのに分かり辛いかなと思ひます。大庭副会長もすこし世話してみたけど。</p> |
| 大庭副会長 | <p>やっぱり、まとめて7反という面積が難しいです。水害の際にも浸からないところとなると、若松でも弘川とかは浸かりやすいから難しい。3反くらいなら何とかなるかもしれないが、いくらかあたってはみたが、なかなか難しい。観光農園だから分かれた農地じゃない方がいいから。あとは水の関係の確保だと思う。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | これが、5反でハウス7連棟、21a。2反ちょっとで、5反必要なのかというのが疑問です。後で増やすつもりなのか。今5反の横に苗畑を作っているのですかね。 |
| 農地係長 | 全部含めて5反です。 |
| 議 長 | 私の親戚がイチゴ農家していて、かなりハウスも建てているけど、苗を作っているのは結構1kmくらい離れている。苗畑は苗畑で持っている。全く隣接していなくてもいいのではないかと思う。ハウスは離れていてはいけないと思うけど。 |
| 大庭副会長 | 観光農園の関係なので、問題は駐車場が必要になってくる。 |
| 議 長 | そうですね、観光農園だからそういうものが必要となってくる。 |
| 小田委員 | 7反の面積はあるけど、山付きでちょっと猪が走るけど、その対策さえしてくれば場所はある。 |
| 議 長 | <p>ある程度耕作放棄地で整地したら、直植えじゃなくハウス建てて、高設栽培するから下の土が影響しない。案外、耕作放棄地でもまとめればいいかもしれない。そういうところで気が付いたら、連絡さえしてもらえれば事務局と一緒に連れて見に行きます。</p> <p>今ちょうど耕作放棄地の調査をしているので、そういうところで悪いところをやるうというのではなく、いいところだけ放棄地になっているから、少し手を入れれば良くなるようなところがあれば、また紹介してもらえればと思います。</p> |

| | |
|-------|---|
| 大庭副会長 | 久保田委員、小竹、ずっとハウスが色々建っているけど、あの一帯で空いているところは無いですか。 |
| 久保田委員 | まともなところは、私が作っていますので。 |
| 議 長 | この会で結論を出す話ではなく、相談事でこの程度の農地があればということですので、皆様方でもし気が付いたものがあれば、事務局まで連絡いただきたいと思います。 |
| 議 長 | それではこの件はこれで締めるとして、皆様方から何か他にあればお受けします。事務局からはありますか。 |
| 事務局 | ありません。 |
| 議 長 | <p>はい。それでは、雨も降っていませんので、畑や田圃に入っていただきたいと思います。</p> <p>本日の第16回総会を終了させていただきたいと思います。長時間にわたりありがとうございました。</p> |